

(A) 70歳未満の方へ (社会保険・国保組合・他市国民健康保険にご加入の方)

ご確認いただきたい項目



**1. 合算対象の領収書はありませんか？**

高額療養費

受給者本人の自己負担額が21,000円を超えている場合で、同じ健康保険にご加入のご家族等が、同じ月に21,000円を超える医療費をご負担されている場合は、合算して高額療養費が計算されることがあります。健康保険にご確認いただき、合算して高額療養費が支給される場合は、支給決定通知書とともにご家族の合算対象の領収書も添付してください。



**2. 健康保険から高額療養費の支給はありませんか？**

療養費

ひとつの医療機関で、同じ診療月の健康保険診療分の自己負担額が21,000円を超えるものが複数ある場合は、健康保険から高額療養費が支給される可能性があります。  
下記の自己負担限度額の表をご参考に、ご加入の健康保険にお問い合わせください。高額療養費が支給される場合は、健康保険から発行される支給決定通知書を添えてご申請ください。



**3. 健康保険から付加給付金の支給はありませんか？**

付加給付金

付加給付金制度がある健康保険にご加入の場合は、付加給付金が支給される可能性があります。自己負担額が、健康保険が定める支給基準以上の場合は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。支給がある場合は、健康保険から発行される付加給付金の支給証明または支給決定通知書を添えてご申請ください。  
なお、同じ月に、同じ健康保険にご加入のご家族等が負担した医療費がある場合は、合算して付加給付金が計算されることがありますので、あわせてご確認ください。合算して付加給付金が支給された場合は、合算対象の領収書も添付してください。  
※市町村国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度には付加給付金の制度はありません。



**4. 健康保険へ療養費の支給申請はお済みですか？**

療養費

治療用装具や医療機関で10割負担した医療費の場合、健康保険から発行される療養費の支給決定通知書の添付が必要です。先にご加入の健康保険に療養費の申請をした後に、療養費の支給決定通知書を添えてご申請ください。  
※健康保険に療養費を申請される時は、提出する領収書、意見書、装着証明書、明細書などをあらかじめコピーのうえ、コピーしたものを福祉医療費支給申請書に添付してください。



●参考 〈70歳未満〉高額療養費の自己負担限度額 (平成27年1月から)

所得区分	ひと月あたりの限度額	多数該当
ア (年収約1,160万円～)	252,600円	
健保: 標準報酬月額83万円以上	(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
国保: 年間所得901万円超		
イ (年収約770万円～約1,160万円)	167,400円	
健保: 標準報酬月額53万円～79万円	(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
国保: 年間所得600万円～901万円		
ウ (年収約370万円～約770万円)	80,100円	
健保: 標準報酬月額28万円～50万円	(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
国保: 年間所得210万円～600万円		
エ (～年収約370万円)	57,600円	
健保: 標準報酬月額26万円以下		44,400円
国保: 年間所得210万円以下		
オ 住民税非課税方(世帯)	35,400円	24,600円

※多数該当とは、過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上ある場合、4回目以降の限度額のことです。

※所得区分等、詳細につきましては、ご加入の健康保険へお問合せください。